

有機加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省
平成 18 年 2 月 17 日

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）について、良質な製品を提供する観点及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点から、所要の見直しを行う。

2 内容

有機加工食品の日本農林規格について、

- (1) 5 %以下とされる原材料（食塩、水、加工助剤を除く）に占める非有機原材料の重量の割合について、別表 1 に掲げる食品添加物を含めたものとする
 - (2) 別表に掲げられている資材について、コーデックスガイドラインとの整合化を図る
- 等の改正を行う。

有機加工食品について

1 規格の位置づけ

有機加工食品は、有機農作物や有機畜産物を原材料として、化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用を避けることを基本としており、通常の加工食品と比較して、加工方法に特色があると認められることから、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

国内の格付数量（平成 16 年度）

区分	格付数量（国内）	
冷凍野菜	200 t	
野菜缶詰	40 t	
野菜水煮	486 t	
その他野菜加工品	1,544 t	
果実飲料	7,378 t	55 kl
その他果樹加工品	945 t	5 kl
野菜飲料	1,230 t	0 kl
茶系飲料	4,560 t	81 kl
豆乳	11 t	13,733 kl
豆腐	59,422 t	
納豆	9,814 t	
みそ	3,337 t	
しょうゆ	4,725 t	1,329 kl
その他大豆加工品	9,285 t	
緑茶（仕上げ茶）	1,296 t	
コーヒー豆	2,057 t	
ナッツ類加工品	1,549 t	
こんにやく	3,604 t	
食用植物油脂	202 t	
その他の加工食品	14,199 t	599 kl
合計	125,881 t	15,803 kl

有機加工食品の日本農林規格の改正概要

1 「定義」の規定の改正（第3条）

（改正部分抜粋）

用 語	改正案	現 行
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品をいう。	次条の基準に従い生産された加工食品であつて、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）</u> 、 <u>畜産物（有機畜産物を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び食品添加物を除く。）に含まれる農産物（有機農産物を除く。）</u> 、 <u>畜産物、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）</u> 、 <u>畜産物、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び食品添加物を除く。）に含まれる農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>	有機加工食品のうち、 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）</u> 、 <u>水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</u>

- ・ 書きぶりを整理する。

2 第4条の改正

（改正部分抜粋）

事項	改正案	現 行
原材料（加工助剤を含む）	次に掲げるものに限り使用することができる。 <u>ただし、5及び6の重量を除いた原材料のうち、1の重量の占める割合が95%以上であること。</u> 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条及び第19条の3	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条の規定により格付さ

	の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 (中略) 4 <u>農畜水産物の加工品（1の(2)に掲げるもの、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</u> (後略)	れたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 (中略) 4 <u>2又は3の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</u> (後略)
原材料の使用割合	1 <u>原材料（この表原材料の項基準の欄5、6及び7（加工助剤に限る。）に掲げるものを除く。）の重量に占める同欄1に掲げるものの割合が95%以上であること。</u> 2 <u>原材料（この表原材料の項基準の欄5、6及び7（加工助剤に限る。）に掲げるものを除く。）の重量に占める、当該原材料に含まれる農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに別表1に掲げる食品添加物（加工助剤を除き、一般飲食物添加物にあつては、農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品に限る。）の割合が5%以下であること。</u>	[新設]
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	(前略) 4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。 (後略)	(前略) 4 有害動植物の防除、食品の保存、<u>病原菌の除去</u>又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。 (後略)

- ・ 原材料(食塩、水、加工助剤を除く)の重量に占める、非有機原材料の重量を5%以下とする基準には、別表1に掲げる食品添加物を含めることを規定する。
- ・ 不足条項を追加するとともに、書きぶりを整理する。

3 別表1の改正

(食品添加物(基準):改正部分抜粋)

改正案	現 行
[削る]	寒天
[削る]	ゼラチン(農産物の加工品に使用する場合に限ること。)
木灰(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、伝統的な製法によるチーズ若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。)	木灰(伝統的な製法によるチーズに使用する場合に限ること。)
一般飲食物添加物	[新設]

- ・ 一般飲食物添加物を追加するとともに木灰の基準を追加する。

4 別表2の改正

(薬剤(基準):改正部分抜粋)

改正案	現 行
植物油及び動物油(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)	植物及び動物油(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)
食用に用いられる植物の抽出物(天然物質由来のものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使しない場合に限る。)	[新設]

- ・ 食用に用いられる植物の抽出物を追加する。

5 附則

この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる有機加工食品の格付については、この告示による改正前の有機加工食品の日本農林規格の規定の例によることができる。

- ・ 規制強化となる改正内容が含まれていることから、経過措置として1年間は改正前の規格の規定に基づく格付を認める。

(生産の方法についての基準)
第4条 [略]

事 項	基 準
[略]	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条及び第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) [略] (2) [略] (3) [略] 2 [略] 3 [略] 4 農畜水産物の加工品（1の②に掲げるもの、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 [略] 6 [略] 7 [略]
原材料の使用割合	1 原材料（この表原材料の項基準の欄5、6及び7（加工助剂に限る。）に掲げるものを除く。）の重量に占める同欄1に掲げるものの割合が95%以上であること。 2 原材料（この表原材料の項基準の欄5、6及び7（加工助剂に限る。）に掲げるものを除く。）の重量に占める、当該原材料に含まれる農産物（有機農産物を除く）、畜産物（有機畜産物を除く）、水産物及びこれらの加工品並びに別表1に掲げる食品添加物（加工助剂を除き、一般飲食物添加物にあつては、農産物（有機農産物を除く）、畜産物（有機畜産物を除く）、水産物及びこれらの加工品に限る。）の割合が5%以下であること。
[略]	1 [略] 2 [略] 3 [略]

(生産の方法についての基準)
第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料（加工助剂を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物 (2) 放射線照射が行われたもの (3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 4 2又は3の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 食塩 6 水 7 別表1の食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限

	4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。
	5 [略]

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 [略]

	り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。
	4 有害動植物の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。
	5 この表原材料(加工助剤を含む。)の項の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗淨剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

第5条 有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」 (2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」 (注)「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、別に農林水産大臣が定めるところによる。 2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物(転換期間中有機農産物を除く)、有機加工食品(転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。)又は有機畜産物にあっては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。 2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

別表1

食 品 添 加 物	基 準
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

別表1

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
D L-リシンゴ酸 乳酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。 農産物の加工品に使用する場合に限ること。
L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸ナトリウム タンニン	食肉の加工品に使用する場合に限ること。 ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

[略]	硫酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。
[略]	炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
[略]	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合によっては、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
[略]	炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	炭酸マグネシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	塩化カリウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープリに使用する場合に限ること。
[略]	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
[略]	粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
[略]	水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
[略]	水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	DＬー酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	Ｌー酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	DＬー酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	Ｌー酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	DＬー酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	Ｌー酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
[略]	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
[略]	アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
[略]	寒天	畜産物の加工品に使用する場合によっては、乳製品に使用するものに限ること。
[略]	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合によっては、乳製品に使用するものに限ること。
[略]	カロブビーンガム	畜産物の加工品に使用する場合によっては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
[略]	グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合によっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
[略]	トラガントガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	アラビアガム	

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

別表 2

薬	剤	基	準
[略]		[略]	
植物油及び動物油		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
食用に用いられる植物の抽出物		天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限る。	

[略]

附 則

(経過措置)

この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる有機加工食品の格付については、この告示による改正前の有機加工食品の日本農林規格の規定の例によることができる。

次亜塩素酸水	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸－ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。

別表 2

薬	剤	基	準
除虫菊抽出物		共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。	
植物油及び動物油		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
セラチン		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
カゼイン		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
こうじかび菌由来の発酵産物		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
シイタケ菌糸体抽出物		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
クロレラ抽出物		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
キチン		天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
ミツロウ		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
珪酸塩鉱物		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
ケイソウ土		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
ペントナイト		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
珪酸ナトリウム		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
重曹		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
二酸化炭素		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
カリウム石鹼 (軟石鹼)		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
エタノール		捕虫器に使用する場合に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
ホウ酸		昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	
フェロモン			

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。